

(別紙様式2)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 山形県
農業委員会名： 飯豊町

I 農業委員会の状況(平成30年3月31日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,876	128	46		82	2,004
経営耕地面積	1,876	128	46		82	2,004
遊休農地面積	1.9	0.8	0.8			2.7
農地台帳面積	2,053	187				2,240

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	727
自給的農家数	126
販売農家数	601
主業農家数	131
準主業農家数	168
副業的農家数	302

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	803
女性	303
40代以下	16

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	216
基本構想水準到達者	1
認定新規就農者	11
農業参入法人	3
集落営農経営	20
特定農業団体	0
集落営農組織	20

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 32 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	10	10
認定農業者	—	6
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	2
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	10	10	8

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,240 ha	1,423 ha	63.5%
課 題	農業後継者の不足により耕作できない地域が多くなり、周囲の地域の担い手が農地を借受して対応しているが、移動距離の関係で限界があり、集落営農や法人による農業経営が必要。各地域の担い手の位置関係を分析し、農地の再配分の検討が必要。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
1,453 ha	1,462 ha	39 ha	100.6%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地中間管理事業による利用権設定のメリットについて広報やリーフレット等を活用し、全戸に周知する。 ○ 認定農業者等への機械補助事業のPRと、その目標の農地面積拡大達成の為に農地あっせんを行う。 ○ 法人化の推進に伴い、一般農業者から法人への農地集積を図る。
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地中間管理事業による利用権設定のメリットについて8月と1月の農業委員会広報を活用し、全戸に周知。 ○ 認定農業者等への機械補助事業のPRと、その目標の農地面積拡大達成の為に農地中間管理事業を活用した農地あっせんを行った。 ○ 法人化の推進に伴い、一般農業者から法人への農地集積を図った。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農地中間管理事業の集積目標を30haとしており、その面積以上の結果であり評価できる。
活動に対する評価	計画に沿って活動し、農地中間管理機構との連携により農地集積面積の拡大に結びついている。また、農地中間管理事業による固定資産税軽減のメリットについても周知することで、集積拡大となった。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	1 経営体	2 経営体	0 経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積
	1.5 ha	1.3 ha	0 ha
課題	町外からの新規の農業参入希望者の研修受入と独立就農するまでの期間が1～2年必要なため、毎年継続的に研修生の受入が必要で、就農希望者の説明会への積極的な参加が必要。 離農者の後を継いでもらえる担い手の確保やIターンの方が離農者の農業を引き継ぐような体制について検討必要		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
1 経営体	0 経営体	0%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
0.5 ha	0 ha	0%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ○東京で開催される新・農業人フェアに出展し、就農希望者への就農相談と農業体験受入や研修受入を行う。 ○新規参入者の研修受入とその後の就農で安定した所得が得られ、Iターン者が安心して就農できる体制づくりを行う。
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> ○東京で開催される新・農業人フェアと移住・交流フェアに出展(6/23・7/28・9/9・1/26・2/3・2/23)し、就農希望者への就農相談114名と農業体験受入7名と長期研修受入1名を実施している。 ○新規参入者の研修受入とその後の就農で安定した所得が得られ、Iターン者が安心して就農できるよう飯豊町地域で育てる担い手協議会や地元農業委員会の委員と連携できるよう声掛けしている。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	新規参入の目標達成はできなかった、今年度に青年等就農計画の認定を受け、農地については、次年度からの契約で、次年度の評価になる。
活動に対する評価	東京で開催の新・農業人フェアでの就農相談をきっかけに、1家族が本町に移住し、研修を行っている。研修後には就農を計画しており、今後の成果に結びつき評価できる。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2,240 ha	2.7 ha	0.121%
課 題	農地の利用状況調査の円滑な実施と遊休農地の所有者等への指導徹底、継続的な作付け作物の選定と耕作者の確保が必要。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
0.5 ha	0.36 ha	72%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
活動計画	農地の利用状況調査	20人	7月～9月	9月～12月	
		調査方法	現在発生している再生可能な耕作放棄地面積2.7haの農地所有者からの事情聴取により、他の農業者や近隣耕作者への農地のあっせん等を農業委員を中心に行い、耕作放棄地の削減を図る。 耕作放棄地発生防止に向けた取組については、随時、農地法3条の3第1項による相続の届出を推進し、所有者が農地を利用しない状態が発生しないよう指導を行なう。 ホームページや広報等によるPRも今年度実施する。 6月～7月 農業委員による検討会の開催 7月～8月 広報活動 7月～9月 農業委員と最適化推進委員による農地パトロール 旧村単位に班編成し、疑わしい場所は地図や写真で記録し、細目書等による確認を行い、全員協議会にて指導内容も含め報告を行う。		
	農地の利用意向調査	調査実施時期:8月～12月			
	その他の活動	耕作放棄地の再生を図る為、借受者の協力により耕作放棄地の再生を行った。			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		20人	8/1 通年	8/6～8/14 4月～3月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	11/1～11/11	調査結果取りまとめ時期	11/12～11/16
		第32条第1項第1号		第32条第1項第2号	第33条
		調査数:	28筆	調査数:	0筆
		調査面積:	2.7ha	調査面積:	0ha
その他の活動	毎月の農地の移動の際に、各地区の農地利用最適化推進委員による農地の利用状況の調査を行い、問題あればその都度指導を行っている。				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標に対し7割の達成であった。
活動に対する評価	農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、各地域の農地の利用状況を常に把握し、新たな耕作放棄地発生が出ないように監視体制ができ評価できる。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	2,240 ha	0 ha
課 題	遊休農地の増加することで、農地が著しく荒廃し、農地と判断できなくなることで、資材置き場や残土置き場などに結びつき、違反転用になる恐れがあることから、農地パトロールなどの重点的な監視活動が必要。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度実績

実 績①	増減(B-①)
0 ha	0 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	周年： 建築確認の情報を必ず農業委員会へも提供してもらい地目の確認と農地の場合の指導を行う。 7月・2月： 農業者等への農地転用の必要性和違反転用に関する罰則について広報やリーフレットにて周知する。 7月～9月： 農地パトロールで違反転用状況の確認を行う。
活動実績	周年： 建築確認による地目の確認を行い、農地であれば転用許可の有無について確認し、なければ指導を行った。 7/26 農地転用の必要性和違反転用に関する罰則について広報にて全戸に周知した。 8/1 農地パトロールで違反転用状況の確認を行った。
活動に対する評価	計画に添った活動と、各地域の農業委員と最適化推進委員の日常的な確認作業により違反を防止しており評価できる。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 26 件、うち許可 26 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認及び農地全部利用状況及び農業従事状況、地域との調和状況についての把握を行うとともに、農業委員に農地の位置がわかるGISの航空写真を送り、現地調査並びに申請者に対する聞き取りを実施した。			
	是正措置	今後も継続			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、許可要件についての説明と各委員からの事実関係の報告後に審議した。			
	是正措置	今後も継続			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0 件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0 件		
	是正措置	なし			
審議結果等の公表	実施状況	総会議事録を常時、農業委員会に備え付けし、公表している。			
	是正措置	平成30年度より、町のホームページで公表を開始する。			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 20 日	処理期間(平均)	20 日
	是正措置				

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 9 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請現場の農振農用地における区分の確認と、農業委員及び事務職員による書類審査及び現地調査を実施した。			
	是正措置	今後も継続			
総会等での審議	実施状況	許可要件に照らし合わせて総会にて説明を行い、関係する農業委員から現場の事実関係について報告後、審議を行なった。			
	是正措置	今後も継続			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上公表した。			
	是正措置	今後も継続			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 14 日	処理期間(平均)	14 日
	是正措置				

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		12 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		12 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由		
	対応方針		
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況		

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 3,621 件 公表時期 平成31年 3月
		情報の提供方法: 全戸配布
	是正措置	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 203 件 取りまとめ時期 毎月取りまとめ
		情報の提供方法: 議事録に記載し公表している。
	是正措置	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 2,237ha
		データ更新: 毎月総会終了後に更新
		公表: 全国農地ナビにて公表
	是正措置	

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 〈対処内容〉
農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 〈対処内容〉

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

議事録を永久保存しており常に公表できる。

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 5 件

提出先及び提出した意見の概要	① 中山間地の「農の未来事業」に添った土地利用の模索と計画的な基盤整備と担い手への農地集積向上の施策を行うこと。 ② 耕作放棄地再生防止と町独自の耕作放棄地再生補助を行い、耕作放棄地の削減を図ること。 ③ 米の直接支払交付金に代わる施策と「飯豊ブランド」認証制度を早期に実現し、有利な販売体制の確立を図ること。 ④ 若手農業者の育成と確保に結びつく施策を更に行うこと。 担い手育成や地域の人・農地プランに沿った地域農業作りや新規就農希望者 ⑤ 受入と相談など幅広い業務が法律で義務付けられ、その業務量に見合った適正な事務局体制の充実を図ること。
----------------	---

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している